

第 6692 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月 1日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 退職所得課税の見直し

**Q** : 退職所得の金額が見直されたそうですが、どのようになったのですか？

**A** : 次のようになりました。

### 【解説】

令和3年の税制改正で、役員以外の者で勤続年数が5年以下の者が退職した場合の退職所得の取扱い(短期退職手当等)が創設されました。

短期退職手当等に係る退職所得の金額は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額になります。

①短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下の場合  
 (収入金額－退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額

②①以外の場合

150万円(※1)＋{収入金額－(300万円＋退職所得控除額)}(※2)＝退職所得の金額

(※1)300万円以下の部分の退職所得の金額

(※2)300万円を超える部分の退職所得の金額

この取扱いは、令和4年分以後の所得税について適用されます。

なお、短期退職手当等以外の退職所得の金額及び勤続5年以下の役員の退職手当等(特定役員退職手当等)については、これまでどおり、改正はありません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】